

関係条例、規則及び要綱（抜粋）

○鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物処理施設の設置に係る計画の事前公開、これに対する関係住民の環境保全上の意見提出等の手続、廃棄物処理施設における処理状況の公表その他必要な事項を定めることにより、廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（事業計画書の提出）

第5条 事業者は、廃棄物処理施設等の設置を行うときは、次に掲げる事項を定めた事業計画を記載した事業計画書を規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

- (1) 廃棄物処理施設等の設置の目的又は設置を必要とする理由
- (2) 廃棄物処理施設等の種類及び当該施設において処理する廃棄物の種類
- (3) 廃棄物処理施設等の設置場所
- (4) 廃棄物処理施設等の処理能力
- (5) 廃棄物処理施設等の処理方式、構造及び設備の概要
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 事業者は、事業計画の作成に当たっては、次に掲げる事項について、知事が別に定める指針に基づいたものとしなければならない。

- (1) 廃棄物処理施設等の構造及び設備
- (2) 廃棄物処理施設等の維持管理の方法

3 事業者は、当該廃棄物処理施設等を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類（以下「生活環境影響調査結果書」という。）を作成し、事業計画書に添付しなければならない。

4 前項の調査に関し必要な事項は、知事が別に定める。

5 知事は、第1項の規定による事業計画書の提出があったときは、当該事業計画書（生活環境影響調査結果書を含む。以下同じ。）を関係市町村の長（以下「関係市町村長」という。）及び関係機関の長に送付するものとする。

（周知計画書の提出）

第6条 事業者は、前条第1項の規定による事業計画書の提出に併せ、事業計画について関係住民に対して行う説明会の開催に関する事項その他規則で定める事項を定めた周知計画を記載した周知計画書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による周知計画書の提出があったときは、速やかに、当該周知計画書の写しを関係市町村長に送付するものとする。

3 知事は、前項の規定による送付の内容に関連して、関係市町村長に対し、14日の期限を付して意見を求めるものとする。

(現地調査等)

第7条 知事は、第5条第1項の規定による事業計画書の提出があったときは、速やかに現地調査を行い、設置予定場所の現況について確認するものとする。

2 知事は、前項の規定による現地調査の結果、前条第3項の規定による関係市町村長からの意見等に基づき、周知計画について、事業者に必要な修正を指示するものとする。

(関係市町村長等への照会)

第8条 知事は、関係市町村長及び関係機関の長に事業計画の内容と関係法令等との整合性について照会するものとする。

2 知事は、前項の照会の結果を事業者に通知するものとする。

(広告及び縦覧)

第9条 事業者は、第7条第2項の規定による指示に基づき周知計画の修正を行った後、速やかに、規則で定めるところにより、事業計画書を作成した旨を広告し、当該事業計画書の写しを、当該広告の日から起算して28日を経過する日までの間、関係住民の縦覧に供しなければならない。

(事業計画の周知)

第10条 事業者は、前条の縦覧期間内に周知計画に基づく説明会の開催等により、関係住民に対し、事業計画の周知を図らなければならない。

2 説明会の開催方法等に関する必要な事項は、規則で定める。

3 知事は、第1項の説明会の開催状況を把握するために必要があると認めるときは、当該説明会にその職員を立ち会わせるとともに、関係市町村の職員の立会いを求めることができる。

(意見書の提出)

第11条 地域における生活環境の保全上の見地から事業計画について意見を有する関係住民は、第9条の規定による広告のあった日の翌日から起算して42日を経過する日(同条の規定による縦覧期間満了の日までに周知計画に基づく説明会が終了しない場合にあっては、当該説明会が終了した日の翌日から起算して14日を経過する日)までに、当該意見を記載した書面(以下「意見書」という。)を知事及び事業者に提出することができる。

(見解書の提出)

第12条 事業者は、前条の規定による意見書の提出があったときは、遅滞なく、当該意見書に対する見解を記載した書面(以下「見解書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による見解書の提出に併せ、又は見解書の提出後速やかに、関係住民に対し、見解書に記載された見解の周知を図らなければならない。

3 前項の規定による見解の周知について必要な事項は、規則で定める。

(指導及び助言)

第13条 知事は、必要があると認めるときは、事業計画の周知その他この条例に基づく手続に關し、事業者又は関係住民に対して指導又は助言を行うことができる。

2 知事は、前項の規定により指導又は助言を行うときは、関係市町村長、学識経験者その他の者に協力を求めることができる。

○鳥取県補助金等交付規則

(目的等)

第1条 この規則は、補助金等の交付に関する基本的事項を定め、もって補助金等に係る事務の適正かつ円滑な執行を図ることを目的とする。

2 補助金等に関しては、法令、条例又は他の規則に特別の定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条

1～2 (略)

3 この規則において間接県費補助金等とは、次に掲げるものをいう。

(1) 県以外の者がその者以外の間接補助事業等を行う者に対して相当の反対給付を受けないで交付する給付金のうち、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付目的に従って交付するもの

(2) (略)

4 (略)

5 この規則において「対象事業」とは、補助事業等又は間接補助事業等をいい、「対象事業者」とは、補助事業者等又は間接補助事業者等をいう。

(報告及び検査)

第14条 知事は、交付目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業者等から報告を求め、又はその指名した職員（以下「検査員」という。）に当該補助事業等に係る施設、帳簿その他の物件を検査させることができる。

(検査後の措置)

第16条 検査員は、第14条（略）の規定による検査を行ったときは、速やかに検査調書を作成して知事に報告するものとする。

2～3 (略)

(実績報告)

第17条 補助事業者等は、次のいずれかに該当するときは、様式第5号による報告書を、別に定めるところにより、知事に提出しなければならない。

(1) 補助事業等（補助金等が間接交付等のためのものである場合にあっては、間接補助事業等。この条において同じ。）がすべて完了したとき。

(2)～(3) (略)

2 前項の報告書には、同項各号に掲げる時点における対象事業の状況を記載した次に掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(1) 対象事業に係る事業報告書

(2) 対象事業に係る収支決算書又はこれに準ずる書類

3～4 (略)

(補助金等の額の確定)

第18条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、提出された書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、対象事業が決定内容等に従って遂行されていると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助事業者等に通知するものとする。

2 (略)

○財団法人鳥取県環境管理事業センター産業廃棄物最終処分場整備推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則第4条の規定に基づき、財団法人鳥取県環境管理事業センター産業廃棄物最終処分場整備推進補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、財団法人鳥取県環境管理事業センター（以下「センター」という。）の活動を支援することにより、産業廃棄物処理施設の確保等を通じた産業廃棄物の適正な処理を推進し、もって産業の発展と地域住民の健康で快適な生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、産業廃棄物最終処分場の実施設計・生活環境影響調査等（以下「間接補助事業」）を実施する環境プラント工業株式会社（以下「間接補助事業者」）に対して当該間接補助事業に要する経費について間接補助金を交付するセンターに対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

本補助金の額は、前項に規定する間接補助事業に要する経費に2／3を乗じて得た額以下とする。

(交付の条件)

第4条 この補助金の交付の決定には次の条件が付されているものとする。

(1) センターが間接補助事業に対してこの間接補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア 平成24年2月7日のセンター理事会で決定された「産業廃棄物管理型最終処分場の整備方針」の内容のうち、次のものを変更する場合には、センターの承認を受けなければならない。

- (ア) 産業廃棄物最終処分場の形式、規模又は設備
 - (イ) 産業廃棄物最終処分場の概算事業費
 - イ 間接補助事業を中止し、又は廃止する場合には、センターの承認を受けなければならぬ。
 - ウ 間接補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は間接補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかにセンターに報告してその指示を受けなければならない。
 - エ 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助事業の完了の日（間接補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。
 - オ 間接補助事業を行うために締結する契約については、競争入札に付するなどセンターが行う契約手続の取扱いに準じなければならない。
 - カ 間接補助事業者は、この間接補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく負担又は補助を受ける場合は、あらかじめセンターに協議するものとし、当該負担又は補助を受けた場合は、本間接補助金から当該額を差引くものとする。
- (2) (1) により付した条件に基づきセンターが承認又は指示する場合には、あらかじめ県の承認又は指示を受けなければならない。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならぬ。

- (1) 規則第17条第1項の規定による第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
- (2) (略)
- 2 (略)